

## 法 情 報 学 (第14回)

弁護士 川添圭  
kawazoe@kondolaw.jp

### I ドメイン名とは

#### 1 定義

不競2VII：「この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。」

#### 2 ドメイン名の種類

##### (1) 分野別トップレベルドメイン (Generic Top Level Domain : gTLD)

		用途	登録対象	登録形態
従来からあるgTLD	com	商業組織用	世界の誰でも登録可	第2レベルに登録
	net	ネットワーク用		第2レベルに登録
	org	非営利組織用		第2レベルに登録
	edu	教育機関用	米国教育省公認の認定機関から認可された教育機関	第2レベルに登録
	gov	米国政府機関用	米国政府機関および認定インディアン部族	第2レベルに登録 (認定インディアン部族は「***-nsn.gov」という形で登録)
	mil	米国軍事機関用	米国軍事機関	第2レベルに登録
	int	国際機関用	国際機関	第2レベルに登録
新gTLD	info	制限なし	世界の誰でも登録可	第2レベルに登録
	biz	ビジネス用	ビジネス利用者	第2レベルに登録
	name	個人名用	個人	「firstname.lastname.name」や「lastname.firstname.name」といった形で登録 ※2004年1月14日より、第2レベルのみの登録も可能
	pro	弁護士、医師、会計士等用	弁護士、医師、公認会計士。およびそれらの分野のサービスを提供する組織	第2レベルは業種を示し、第3レベルに登録「law.pro」「med.pro」「cpa.pro」 ※2004年8月2日より、第2レベルへの登録も可能
	museum	博物館、美術館等用	公共の博物館、美術館、科学館、植物園、動物園等。およびそれらの施設に勤務する専門職員	第2レベルと第3レベル以下を組み合わせて登録
	aero	航空運輸業界用	航空運輸業界の組織および個人	以下のような形で登録 「companyname.aero」「trademark.aero」「companyname.airline.aero」「companyname.airport.aero」他
	coop	協同組合用	協同組合およびその下部組織	第2レベルに登録

(2) 地域別トップレベルドメイン (Country Code Top Level Domain : ccTLD)

→国、地域別に割り当てられたもの (現在248) 例) 「.jp」 「.uk」 「.ch」 など

<JPドメインについて>

① 属性型(組織種別型)JPドメイン (原則として1組織1ドメイン名)

AC.JP	(a) 学校教育法および他の法律の規定による学校 (EDドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く)、大学共同利用機関、大学校、職業訓練校 (b) 学校法人、職業訓練法人
CO.JP	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社 (日本において登記を行っていること)
GO.JP	日本国の政府機関、各省庁所轄研究所、特殊法人 (特殊会社を除く)
OR.JP	(a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、特殊法人 (特殊会社を除く)、農業共同組合、生活共同組合、その他AC、CO、ED、GO、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府 (州政府) 等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連NGOまたはその日本支部
AD.JP	(a) JPNICの正会員が運用するネットワーク (b) JPNICがインターネットの運用上必要と認めた組織 (c) JPNICのIPアドレス管理指定事業者 (d) 2002年3月31日時点にADドメイン名を登録しており同年4月1日以降も登録を継続している者であって、JPRSのJPドメイン名指定事業者である者
NE.JP	日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス
GR.JP	複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体
ED.JP	(a) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの (b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの (c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク
LG.JP	(a) 地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部行政事務組合および広域連合等 (b) 上記の組織が行う行政サービスで、総合行政ネットワーク運営協議会が認定したもの

② 地域型JPドメイン=「osaka.jp」など (公共団体等に多い)

③ 汎用JPドメイン=「kondolaw.jp」など (民間一般、登録数に制限なし)

(3) ドメイン名登録の仕組み

① gTLDの場合=「レジストリ・レジストラモデル」

・レジストリ：ドメイン名の管理を行う組織

gTLD		管理機関 (レジストリ)
従来からある gTLD	com	VeriSign Naming and Directory Services (VeriSign NDS)
	net	VeriSign Naming and Directory Services (VeriSign NDS)
	org	Public Interest Registry (PIR)
	edu	EDUCAUSE
	gov	US General Services Administration (GSA)
	mil	US DoD Network Information Center
	int	IANA (.int Domain Registry)
新gTLD	info	Afilias Limited
	biz	NeuLevel, Inc.
	name	Global Name Registry, Limited (GNR)
	pro	RegistryPro, Inc.
	museum	<スポンサー> Museum Domain Management Association (MuseDoma) <レジストリ> CORE Internet Council of Registrars(CORE)
	aero	<スポンサー> Société Internationale de Télécommunications Aéronautiques (SITA) <レジストリ> SITA Information Networking Computing BV (SITA INC)
	coop	<スポンサー> DotCooperation LLC (dotCoop) <レジストリ> Oxford, Swindon & Gloucester Co-operative Society Ltd

- ・レジストラ：レジストリのデータベースに対しドメイン名の登録や変更を行うことを許可された組織（登録代行業者）
- ② ccTLDの場合=各国・地域により手法は異なる  
 JPドメインの場合=不完全型レジストリ・レジストラモデル?  
 →レジストリ：株式会社日本レジストリサービス(JPRS)  
 レジストラ：レジストラを通じた取得とJPRSからの直接取得両方が可能
- ③ ドメイン名の登録とDNSの管理  
 ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が管理  
 (1998年設立, アメリカの非営利団体)

## II ドメイン名紛争と紛争処理

### 1 問題の所在

- ・インターネットの国際化=非政府組織による管理  
 (IANA→ICANN, JPNIC→JPRS)
- ・「審査→許可」から「早い者勝ち」へ = 競争原理の導入

↓

サイバースクワッティング (cyber-squatting: 不法占拠) の出現

- ① 有名企業・商品等のドメイン名を取得して買取や高額な使用料を要求  
 ② 企業が持っているドメイン名を商標登録し, 商標権侵害を主張する

### 2 ドメイン名の保護①：商標法による保護

商標法上の差止請求（商標36, 37）または損害賠償請求（民709, 商標38等）  
 →商標権侵害は指定商品・指定役務の範囲内のみに限定

### 3 ドメイン名の保護②：不正競争防止法による保護

#### (1) 種類

種類	要件
周知商品等混同惹起行為 (不競2 I ①)	当該商品等表示が需要者の間に広く認識されていること（周知性）
著名表示混同惹起行為 (不競2 I ②)	著名な商品等表示であること（著名性）
同一・類似ドメイン名の取得 (不競2 I ⑫)	不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的を有すること（図利加害目的）

#### (2) 不正競争行為と認定された場合

使用差止請求（不競3）または損害賠償（民709, 不競4）  
 →ドメイン名の移転・登録取消は認められていない

### (3) 判例

#### ① JACCS事件 (名古屋高金沢支判平13・9・10最高裁HP)

「控訴人は、被控訴人から金銭を取得する目的で本件ドメイン名を登録したものと推認されるのであり、このことからすると、今後控訴人が本件ドメイン名によるメールアドレスを用いて電子メール広告等を行い、被控訴人の営業上の利益を侵害することも十分に予想されるから、ホームページアドレスに限定しない本件ドメイン名の使用差止めの請求は、理由がある。」

#### ② j-phone事件 (東京高判平13・10・25最高裁HP)

「被控訴人が本件サービス名称の使用を開始したのは平成9年2月7日であり、同名称は、全国的な広告宣伝活動の結果、遅くとも、控訴人が本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日の時点では既に被控訴人及びその関連会社の営業を示す表示として全国規模で広く認識されるに到っていたことは、上に引用した原判決が正当に認定するところである。」

## 4 ドメイン名の保護③：ドメイン名紛争処理制度

### (1) gTLDの場合

ICANNの統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy : UDRP) とその手続規則 (UDRP Rules)

→<http://www.icann.org/udrp/udrp.htm>

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>(和訳)

#### ① 要件 (UDRP第4節a項, b項, c項)

ア) 登録者のドメイン名が、申立人が権利を有する商標(trademark or service mark)と、同一(identical)または混同を引き起こすほどに類似(confusingly similar)しており、かつ  
イ) 登録者が、そのドメイン名についての権利(rights)または正当な利益(legitimate interests)を有しておらず、かつ  
ウ) 登録者のドメイン名が、悪意で(in bad faith)、登録かつ使用されていること

#### ② 審査機関

・WIPO (World Intellectual Property Organization : 世界知的所有権機構)  
・NAF (The National Arbitration Forum : 全米仲裁人協会)  
など

### (2) JPドメインの場合

JPNIC ((社)日本ネットワークインフォメーションセンター) のJPドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP) と同規則に基づく運用

→<http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00816.html>

(基本的にはUDRPとUDRP Rulesに倣ったもの)

#### ① 要件 (JP-DRP 第4条a項)

ア) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他

表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

イ) 登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと

ウ) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

② 審査機関

- ・日本知的財産仲裁センター (<http://www.ip-adr.gr.jp/>)

- ・全て書面審理、審査機関は最大約55日、費用は20万円程度

- ・裁判経過と裁判結果は原則として非公開

③ 裁定後の手続

(a) 登録移転・取消の裁定がなされた場合

→裁定通知後10日以内に裁判所に提訴した場合は、JPRSは裁判確定まで登録移転・取消の実施を見送る。

<提訴の根拠法令>

- ・不競3 Iに基づく差止請求権の不存在確認訴訟 (mp3.co.jp事件)

- ・JP-RDP4条a項に基づくドメイン名使用権の不存在確認訴訟 (goo.co.jp事件)

(b) 登録移転・取消が認められなかった場合または裁定内容に不満がある場合

→不競3 Iに基づくドメイン名使用差止請求を行う。

<裁判に勝訴・確定した後の手続>

ア) 登録取消のみを求める場合

→JPRSに差止認容判決の正本を提出し、登録取消を請求する。

(汎用JPドメイン登録等に関する規則29IV等)

イ) 登録の移転も求める場合

→JPRSに登録移転の裁定申立を別途行う。

④ 判例

(a) mp3.co.jp事件 (東京地判平14・7・15判タ1099号291頁)

「(不競2 I ⑫にいう)「不正の利益を得る目的で」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単に、ドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また、「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。例えば、(1)自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、(2)他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的、又は、(3)当該ドメイン名のウェブサイトに中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的、を有する場合などが想定される。」

→JP-RDPに基づくドメイン名登録移転裁決を不服として訴えを提起した事案で、原告には図利加害目的がないとして不競2 I ⑫の差止請求権を否定した。

(b) goo.co.jp事件（東京地判平14・4・26最高裁HP）

「被告サイトは、遅くとも平成9年8月には、インターネットユーザーの間で著名となったことを総合すると、原告は、被告サイトが著名になる以前から継続していた本件ドメイン名の使用態様を、被告サイトが著名になったのちに、大きく変化させて、原告サイトを転送目的のみに使用し、転送先サイトであるアダルトサイトを運営する会社から、アクセス数に応じた利益の分配を受けるだけになったものであって、ドメイン名のみを同じにする別個のサイトを開設したに等しいものと評価することができる。」

「原告サイト自体には、平成13年12月ころで1日に3万3,4千件のアクセスがあったが、被告サイトとは異なるアダルトサイトであることを明示して張られたリンクから転送先サイトに入るのは1日に数十件であったことが認められる。・・・そのうちアダルトサイトに転送される原告サイトをそれと認識してアクセスするユーザーはごく僅かであって、原告サイトにアクセスしたユーザーの大部分が被告サイトと誤認混同したか又は入力ミスをして誤って原告サイトにアクセスしたものと推認される。」

「原告は、被告サイトが著名になった後に、被告サイトと誤認混同又は入力ミスをした多数のインターネットユーザーを転送先サイトに誘引して利益を得るために、原告サイトを大きく変更して転送サイトとし、本件ドメイン名を使用して、ユーザーの上記誤りに乗じて商業上の利得を得ていたものということができるから、紛争処理方針4条b(iv)に規定する事由に準ずる事由があるということができ、原告には不正の目的があったものと認められる。」

→JP-RDP紛争処理方針4条a(iii)を充足するとして、ドメイン移転裁判を妥当と判示。

(c) iybank.co.jp事件（東京地判平14・5・30最高裁HP）

「原告は、請求の趣旨第1項として、「ドメイン名『WWW. I Y B A N K. C O. J P』は、知的所有権財産の一種であり、憲法29条に保護される財産権であることに争いがないことを確認する」ことを求めている」

「しかしながら、・・・①インターネット利用者は、登録規則の内容を承認した上でJPNICに申請することにより、ドメイン名の登録を受け、また、既に登録されているドメイン名の移転登録を受けられること、②ドメイン名の登録は、インターネット上の識別子として用いられることを目的とするもので、これ以外のいかなる意味も有さないこと、③ドメイン名の登録・移転についてはJPNICの承認が必要であり、一定の事由があればJPNICからその登録を取り消されることなどが認められるのであって、これらの事実に照らせば、ドメイン名は、インターネット利用者とドメイン名登録機関であるJPNICとの間で締結された、前記登録規則を内容（契約約款）とする私的な契約を根拠に付与されるものであり、ドメイン名登録者は、JPNICに対して有する債権契約上の権利としてドメイン名を使用するものであって、ドメイン名につ

いて登録者が有する権利は J P N I C に対する債権的な権利にすぎない。したがって、登録規則の内容に反して J P N I C によりドメイン名の使用を差し止められ、あるいは第三者によりその使用を妨害されたような場合に債務不履行ないし不法行為を理由として損害賠償の請求をすることが可能であるという点では財産上の利益としての保護を受けるものではあるものの、特許権等のいわゆる知的財産権とは異なるものであるが、いずれにしても権利の性格や、その憲法上の位置づけは、本件において、原告が本件ドメイン名を保有し続ける実体法上の権利を有するか否か、あるいは、本件ドメイン名を移転する義務を有するか否かとは直接に関係するものではなく、原告の求める確認請求により、原被告間で既に生じている本件ドメイン名の登録移転に関する紛争・・・が解決することにはならない。」

「以上によれば、原告の上記請求は、確認の利益を欠く不適法なものとして却下を免れない。」